

公示

下記のとおり企画競争参加者を募集します。

記

- 1 件名
令和7年度グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策委託事業（GFPコミュニティ構築支援加速化対策委託事業（GFP北海道））
- 2 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有している者であること。
 - (4) 下記6の提出期限の日において北海道農政事務所から、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成27年3月31日付26道農第1734号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。
この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。
なお、契約候補者に決定した場合は規約書等（写）を契約締結前までに提出すること。
また、代表者は、上記（1）から（4）までの要件に適合していること並びに代表者を除く他の構成員については、上記（1）、（2）及び（4）の要件に適合し、かつ、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有している者であり、共同事業体に参加する構成員は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。
 - (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- 3 契約候補者の選定方法
企画競争応募要領に基づき、提出された企画提案書等において審査を行い、契約候補者として1者を選定する。
- 4 応募要領の配付期間及び取得方法
 - (1) 配付期間：令和8年3月12日（木）～令和8年4月3日（金）
 - (2) 取得方法：応募要領（実施要領、契約書案を含む。）は北海道農政事務所のホームページから入手すること。なお、本案件に係る資料の紙配布は行わないので注意すること。
- 5 説明会の開催
 - (1) 開催日時：令和8年3月18日（水）13時30分
 - (2) 開催場所：北海道農政事務所第3ビル2F 中会議室
- 6 企画提案書等の提出期限及び提出先並びに提出方法
 - (1) 提出期限：令和8年4月3日（金）正午
 - (2) 提出先：〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル第2ビル4F
農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課 輸出促進グループ
 - (3) 提出方法：原則、件名に【令和7年度グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策委託事業（GFPコミュニティ構築支援加速化対策委託事業（GFP北海道））】を付した電子メールによる送付とする。なお、郵便・信書便又は持参による提出も可能とする（FAXは不可）。
※電子メールにより、企画提案書等を提出する場合は、応募要領の別添「電子メールを利用した書類の提出方法」を必ず確認の上、以下の宛先に送付すること。
メールアドレス：yusyutsu.hokkaido/atmark/maff.go.jp
（注）スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送信の際は「@」に変更して送信すること。
※郵便・信書便による送付の場合は、書留郵便等、配達記録が残る方法で送付し、提出期限厳守のこと。
- 7 企画提案会の開催
 - (1) 開催日時：令和8年4月7日（火）午前10時
 - (2) 開催場所：北海道農政事務所第3ビル2F 中会議室
なお、開催方法等については、応募要領のとおりとする。
- 8 企画案の無効
本公示に示した参加資格を満たさない者の企画提案書等は無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争応募要領による。(なお、本企画競争に係る決定及び契約締結は、当該調達に係る予算示達がなされることを条件とする。)

以上公示する。

令和8年3月12日

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 小島 吉量

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。